
4. 市有施設見直し方針

4.1. 市有施設全体の基本方針

中津川市の市有施設の課題から、市有財産（施設）運用管理マスタープランについて次の3つの基本方針を定める。

【基本方針1】 市有施設の削減

【基本方針2】 施設運営の効率化

【基本方針3】 計画的な施設の維持更新

4.1.1. 市有施設の削減

市有施設の維持管理には多額の費用が必要で、今後も現行の施設全てを保有し続けるのは財政上困難である。施設の維持管理費は、概ね施設の数とその規模に比例するため、施設建物の共有化と整理合理化を図り、施設の数と規模を削減していくことが不可欠である。

4.1.2. 施設運営の効率化

行政サービスに対する要求が多様化する中で、サービスの質を低下させずに、提供に要する費用の削減を図る必要がある。無駄のない施設の運用管理に向け、サービス提供への弾力的な進行管理や明確な役割分担に基づく民間活用などの様々な工夫を通じ、施設運営を効率化していくことが不可欠である。

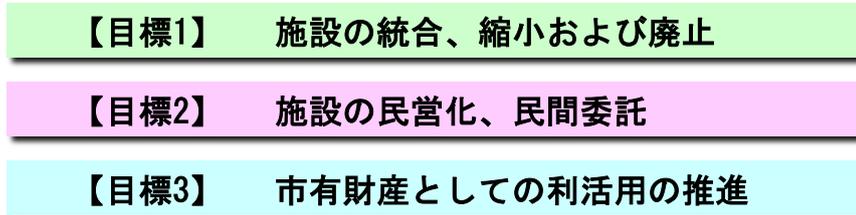
4.1.3. 計画的な施設の維持更新

耐用年数を迎える施設の更新や耐震対応などでは大規模な工事が必要になる。厳しい財政状況の中で施設を維持して行政サービスを提供するためには、建物の老朽化の度合いや耐震対策の状況を把握し、計画的に施設の建替えおよび改修をしていくことが不可欠である。

4.2. 市有施設見直しの目標

「基本方針 1 市有施設の削減」と「基本方針 2 施設運営の効率化」を実現するために、現状の市有施設について見直しを行う。

市有施設の見直しにあたって、次の3つの目標を定める。



一部の施設では、既に見直しに向けた取組がなされており、統廃合や民営化が検討され、将来の保全計画が策定されているものもある。こうした取組についても情報を収集し、その内容を見直し計画に反映させる。

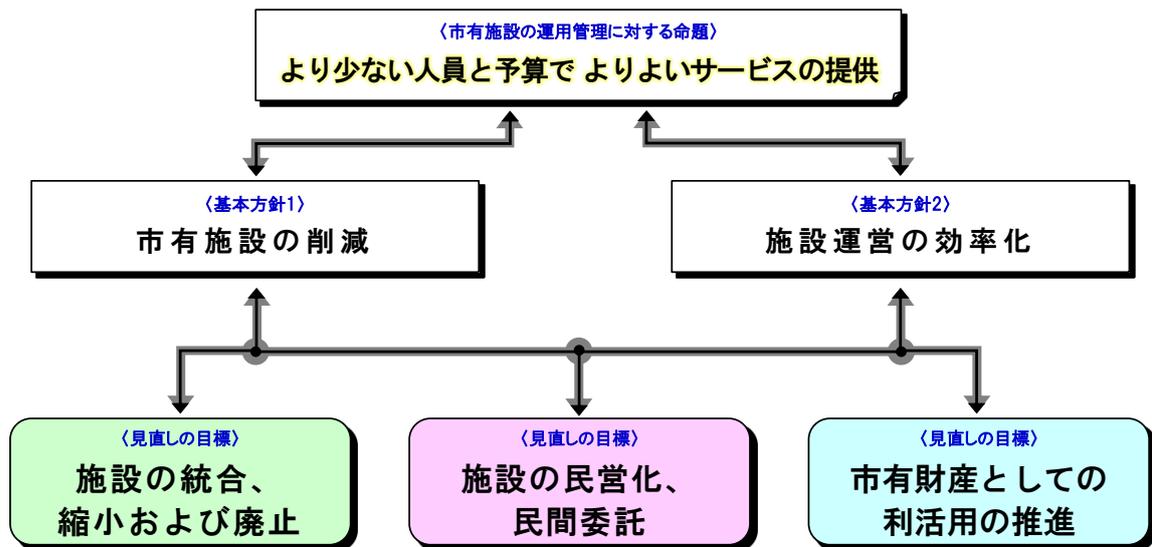


図 4-1 市有施設見直しの目標

また、「基本方針 3 計画的な施設の維持更新」のために、市有施設の建設情報や改修履歴などを収集して更新の時期と費用を予測し、将来の財政計画の枠組みに収まるように事業量の調整を行った上で、長期的な施設保全計画を策定する。

4.2.1. 施設の統合、縮小および廃止

少子高齢化の進行によって人口構成が変動し、求められる行政サービスが変化することで、施設の役割や需要も大きく変わる。将来の必要性に基づき適正に施設を配置するため、現在のサービス水準の維持に配慮しつつ、施設の統合、縮小および廃止を行い、施設機能を複合化して拠点施設とすることでサービス水準の向上を目指す。

施設の統合にあたっては、新たな施設を建設するのではなく、現在ある施設の有効活用を原則とする。耐用年数や将来の人口推移を勘案して活用する施設を選択して改修を行い、機能の複合化と長寿命化を図る。

表 4-1 統合、縮小および廃止の現在の主な取組

対象施設	取組内容
小学校、中学校	適切な学校規模への見直しを目指す「学校規模等適正化基本計画」に基づき、児童数または生徒数が減少していく地域で、統廃合の検討を進めている。
事務所 公民館など	総合事務所や地域事務所の再編を検討するなか、事務所と公民館などの地域コミュニティ関連施設との複合化による施設の統合を進めている。
市営住宅	「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、施設の更新と用途廃止を進めている。

4.2.2. 施設の民営化、民間委託

行政サービスの提供にあたっては、従来のように市が実施主体となる体制に加えて、施設の管理と運営を法人または団体などが代行する指定管理者制度の導入を進めている。市が実施主体として事業を展開する必要性を検証し、民間の経営手法が市民へのサービス水準の向上を期待できる事業については、民間への移譲を積極的に進める。

表 4-2 民営化、民間委託の現在の主な取組

対象施設	取組内容
保育園、幼稚園	「学校規模等適正化基本計画」に基づき、私立との協働と役割分担による幼児教育および保育サービスの充実に努めている。 小鳩保育園の民営化に取り組んでいる。
各種福祉施設	指定管理者制度により、民間への施設の管理運営の移行を進めている。
スポーツ施設 レクリエーション施設	施設の管理運営において、従来の市による直営から指定管理者制度への移行を進めている。

4.2.3. 市有財産としての利活用の推進

市有財産の適正な管理と、公平かつ公正な透明性のある利活用の推進を目指す「市有財産利活用基本方針」に基づき、市有財産の有効利用を進めている。将来の必要性から、市有施設として継続活用することが適当と判断する施設を絞り込む。絞り込んだ施設以外は、処分や返還、縮小や一部貸付けなど、市民共有の財産として有効な利活用を目指す。

表 4-3 利活用の現在の主な取組

対象施設	取組内容
貸借地	土地貸借料算定基準を定めた貸借地の見直し方針をまとめ、貸借地の解消および貸借率の統一を進めている。
売却可能資産	未利用資産などの売却により自主財源の確保に努めている。

4.3. 施設分野別の基本方針

4.3.1. 市有施設の区分

市町村合併前の旧自治体単位で市有施設が整備されてきたため、同種の施設が近隣地に立地していることがある。また、機能が類似する施設であっても管理する部署が異なることがあり、市有施設全体を把握することが困難な場合がある。

そこで、市有施設の見直しを行うにあたり、施設が有する機能または利用者へのサービス内容を基準にして整理する。図 4-2 のように市有施設全体を 9 つの施設分野、45 の施設用途に分類できる。



図 4-2 施設分野、施設用途

4.3.2. 分野別の基本方針

4.3.2.1 官公庁・公益的施設

官公庁・公益的施設は、市民サービスの窓口、消防および防災など、行政機能を展開する施設分野である。市役所庁舎や消防本部のような市域全体を管轄する拠点施設と、地域事務所や消防団詰所などの地域に根ざした施設に大別される。

地域事務所は地域に根ざした施設として、公民館などの地域コミュニティ施設や消防分署などとの複合化をさらに推進し、利便性と施設機能を向上させる。

また、消防団詰所や防災倉庫においては、施設更新時に地域間での適切な統廃合をさらに進める。

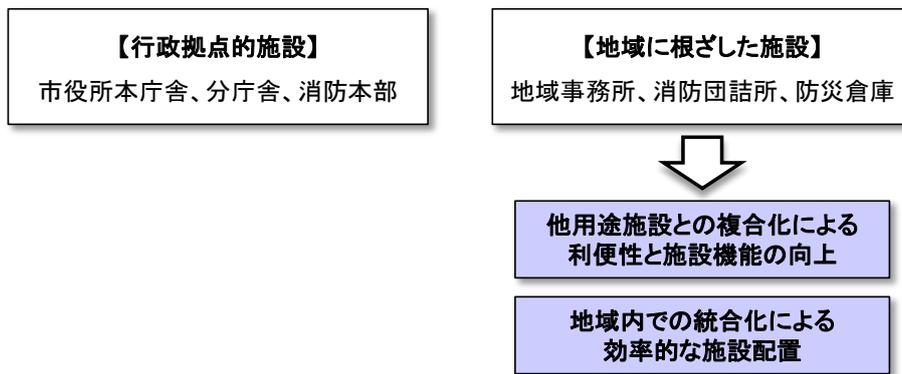


図 4-3 官公庁・公益的施設の基本方針

4.3.2.2 生活環境施設

生活環境施設は、環境衛生や上下水道の供給処理など、快適な市民生活の提供に不可欠な公共性の高い施設分野である。

環境センター、衛生センターおよび火葬場など、単体で機能が発揮できる施設は、施設の集中と拠点化を行い、合併前施設の統廃合を目指す。

また、上下水道などの面的な社会基盤施設は、現有の施設の継承を前提に、適切かつ計画的な施設の維持と更新を基本に進めるとともに、将来の体系見直しを含めた合理的なシステム再編を目指す。

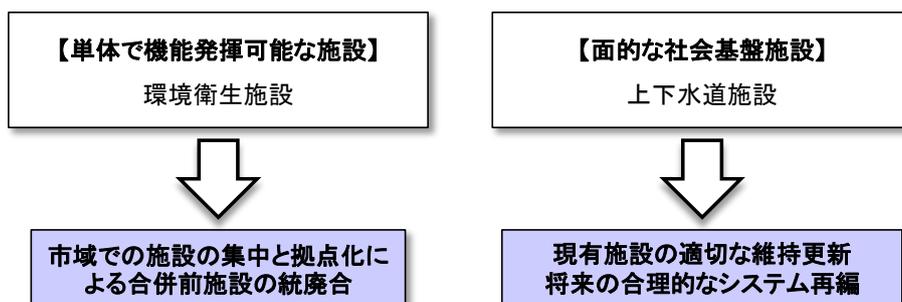


図 4-4 生活環境施設の基本方針

4.3.2.3 健康福祉施設

健康福祉施設は、高齢者、障がい者、児童および母子への福祉や介護など、社会的需要の増加が今後より一層見込まれる施設分野である。給付を伴う支援などの窓口として行政が事業主体となるべき施設と、介護福祉業務などの民間の経営手法によるサービス向上が期待できる施設に大別され、行政と民間の効率的な役割分担と連携が求められる。

指定管理者制度への移行が進む介護福祉サービスを提供する施設においては、施設の完全民営化を第一の目標とし、現在のサービス水準の維持に配慮しつつ、地域内で施設を統合して機能の拠点化と複合化を行うことで、サービス水準の向上を目指す。

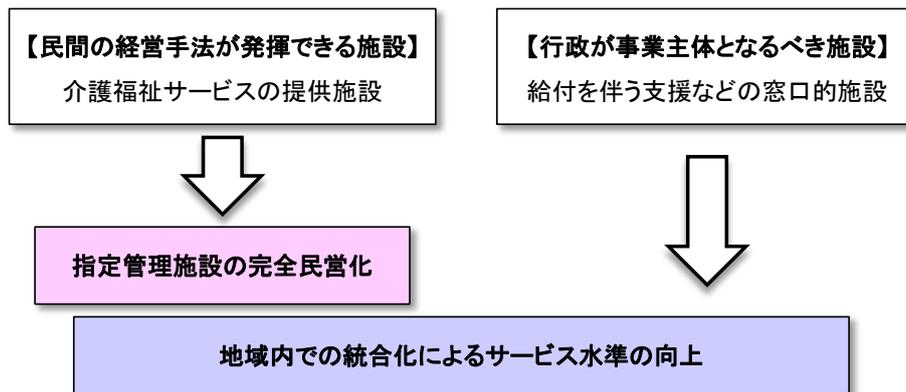


図 4-5 健康福祉施設の基本方針

4.3.2.4 地域コミュニティ施設

地域コミュニティ施設は、集い、憩い、学びなどの市民の身近な生活に関する施設分野である。地域事務所を併用する公民館などの地域の拠点的な行政施設と、地域単位の集会や研修の場として地域住民が主体に利用と管理を行っている施設に大別される。

地域の集会所や研修施設においては、施設そのものの移譲を含めて完全に地域で維持管理と運営を行うことを基本とし、公民館などを含めた地域内での統合化により、効率的な施設配置を目指す。

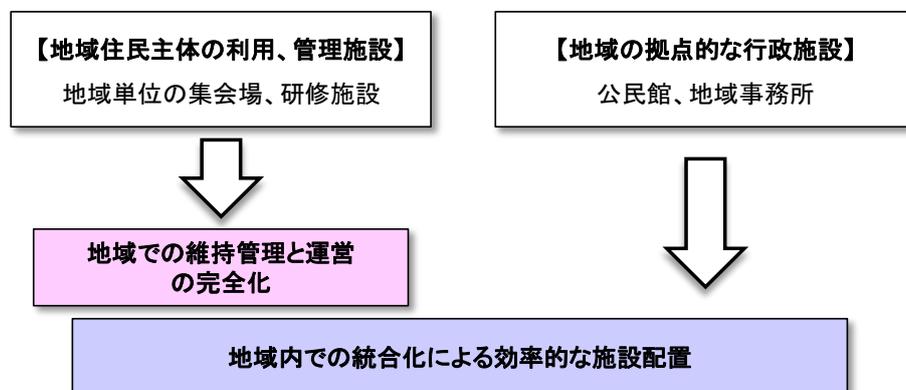


図 4-6 地域コミュニティ施設の基本方針

4.3.2.5 広域交流施設

広域交流施設は、スポーツ、観光、レクリエーション、文化、芸能、芸術などの地域に加え広域的な利用が見込まれる施設分野である。自然環境を活かした施設や建物単体の施設など、幅広い施設機能と形態を有する施設分野となっている。

収益性を有し、指定管理者制度が実施されている施設においては、完全民営化を第一の目標とし、行政が事業主体となるべき公共性の高い施設とともに、類似用途間での統合を行い、施設の選択と集中による機能および魅力の向上を目指す。

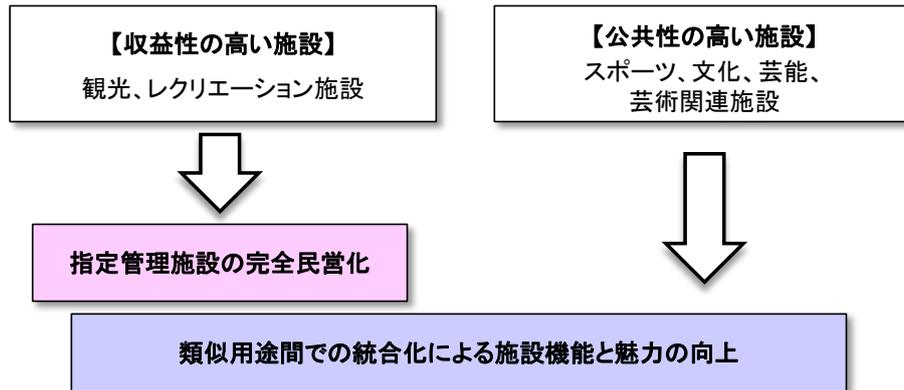


図 4-7 広域交流施設の基本方針

4.3.2.6 市営住宅

市営住宅は、法律や施策に基づき、市が建設して賃貸する住宅施設で、今日では民間との役割分担と連携が期待される施設分野である。昭和 40 年代から 50 年代を中心に建設された低所得者向けの公営住宅と、近年に定住促進や林業振興などの施策に基づき建設された公営住宅外施設に大別される。

今後の住宅施策としては、供給主体を民間へ移行することを前提に、若者の市外流出防止と U・I ターン確保に向け、若者定住促進住宅と地域優良賃貸住宅の整備に重点を置く。なお、建物棟数が多く延床面積も大きい公営住宅においては、入居者の需要や施設の安全性を視点として、施設の選択と集中による適切かつ計画的な維持保全と、用途廃止を目指す。



図 4-8 市営住宅の基本方針

4.3.2.7 学校教育施設

学校教育施設は、小学校、中学校、幼稚園および保育園などの教育施設と、これらに関連する施設で、市有施設の中で最大の延床面積を有するとともに、対象者数の減少が見込まれる施設分野である。小学校、中学校、幼稚園および保育園は、地域生活と密接な関係を有するとともに、民間施設との関係など、公共が担うべき役割や度合いが地域により異なる。

小学校と中学校においては、地域の人口集中状況などによって学校規模に差異があり、過小規模や大規模校の改善が課題となっていることから、地域の実情に合わせて、地域とともに学校規模の適正化を目指す。

幼稚園と保育園においては、一部公立保育園の民営化に取り組み、公共性を維持しつつ、民間にできることは民間へ移行し、機能の分担と効率化を図る。また、幼児教育および保育に必要な集団規模を検証し、少子化傾向を見据えて適正な施設配置を検討する。

なお、施設の老朽化や衛生管理上の課題を有する給食調理場については、学校規模等適正化基本計画との整合性を図りつつ、地域性等を考慮して、施設の統廃合を目指す。

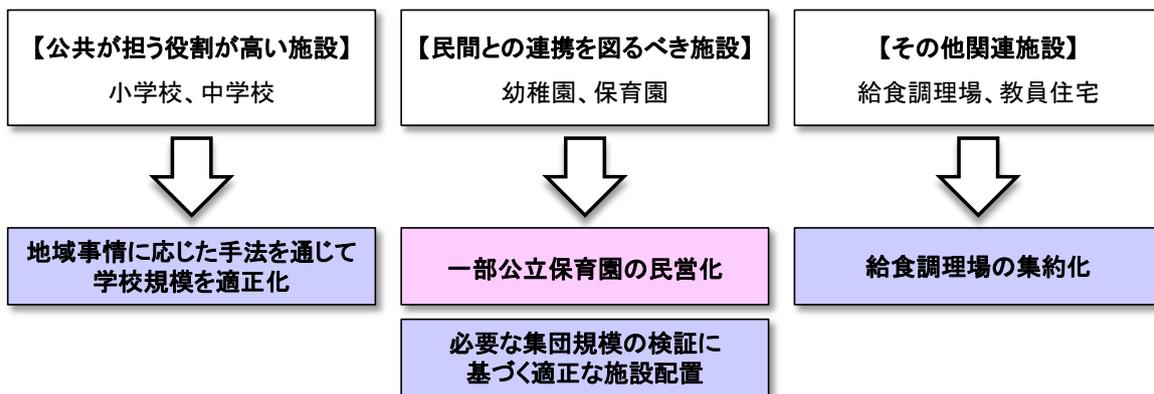


図 4-9 学校教育施設の基本方針

4.3.2.8 農林業生産・普及施設

農林業生産・普及施設は、農林業の発展を目的とする施設分野である。地域の産物を活用した加工品の製造と販売を行う農林業生産施設と、農業および林業の担い手を育成する農林業普及施設に大別される。

収益性を有する農林業生産施設は、施設そのものの移譲を含めた地域や団体での維持管理と運営の完全化を基本方針とする。

農林業普及施設は、将来の必要性を判断して適正な施設配置を目指す。

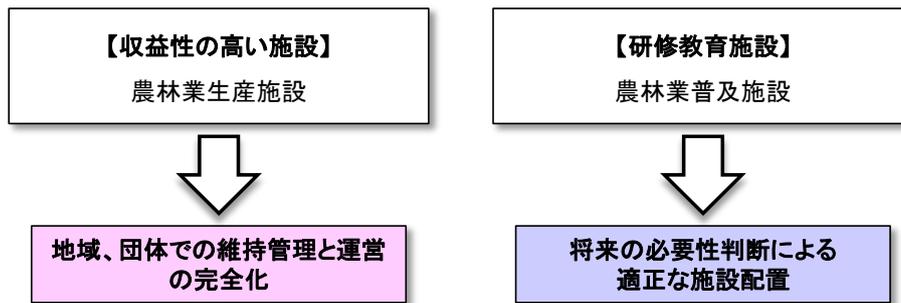


図 4-10 農林業生産・普及施設の基本方針

4.3.2.9 その他公益的施設

その他公益的施設は、施設機能による分類から外れる施設分野であり、倉庫や小規模な施設が主体となっている。

これらの施設は、将来の必要性を判断して適正な施設配置を行うことを基本方針とする。

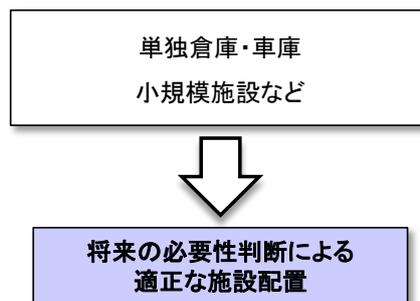


図 4-11 その他公益的施設の基本方針

4. 4. 見直し施設の選定と評価基準

4.4.1. 見直し施設の選定

市有施設全体の基本方針および施設分野別の基本方針を踏まえ、市有施設見直しの目標を達成するために、施設の統合による用途廃止や規模縮小の可能性、または施設の民間や地域への移譲の可能性を検討し、見直しの対象となる施設を選定する。施設は次のとおりに分類する。

4.4.1.1 継続保全施設

今後も市有施設として存続する施設である。

4.4.1.2 統廃合・縮小施設

他の施設と施設機能を統合する、または施設を縮小して、施設数および施設規模を削減する施設である。統廃合・縮小後の施設は市有施設として存続する。

4.4.1.3 用途廃止施設

施設の本来の目的をなくし、施設の利用やサービスの提供を停止する施設である。他の目的としての有効利用、売却または建物の解体を行う。

4.4.1.4 民間移譲施設

施設の目的はそのまま、収益を営む法人などへ移譲する施設である。収益性があり民間の経営手法を活用することでサービス向上が見込まれる施設を移譲する。

4.4.1.5 地域移譲施設

施設の目的はそのまま、公共的活動を営む地域団体へ移譲する施設である。収益性はないが地域で必要とされる施設を移譲する。

4.4.2. 見直しの手順

図 4-12 で示す手順に従い、見直し施設の選定を行う。段階を分けて市有施設の評価を行い、市有施設を将来の維持更新事業の対象とする「再編後の市有施設」と、将来に維持更新を行わない「見直し施設」に選別する。

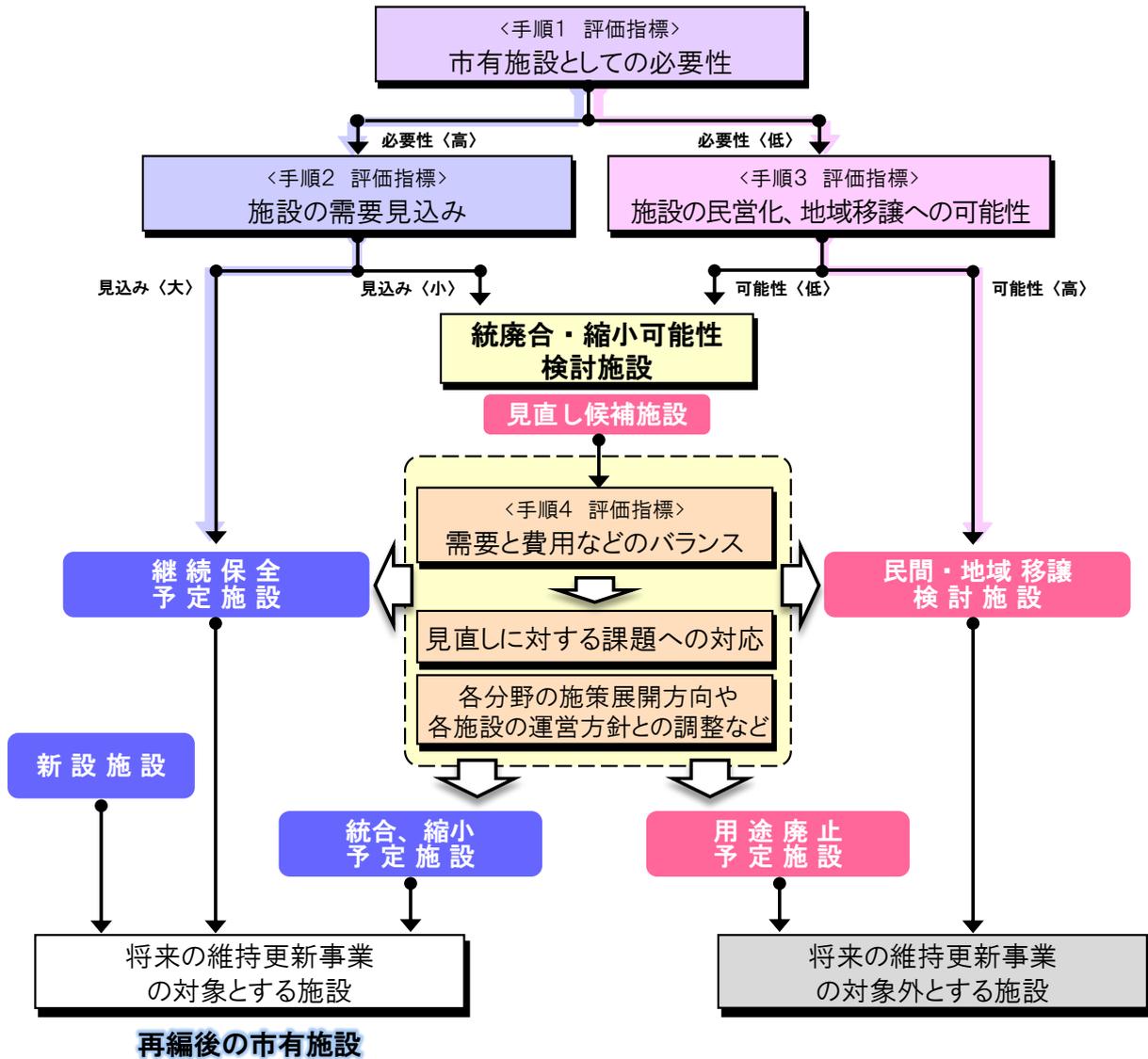


図 4-12 見直しの手順

見直し施設の選定は、全ての市有施設に対して同じ評価指標で一律に評価を行うのではなく、図 4-13 のように施設の特性に応じて手順を分けることで、多種多様な市有施設の見直しに対応している。

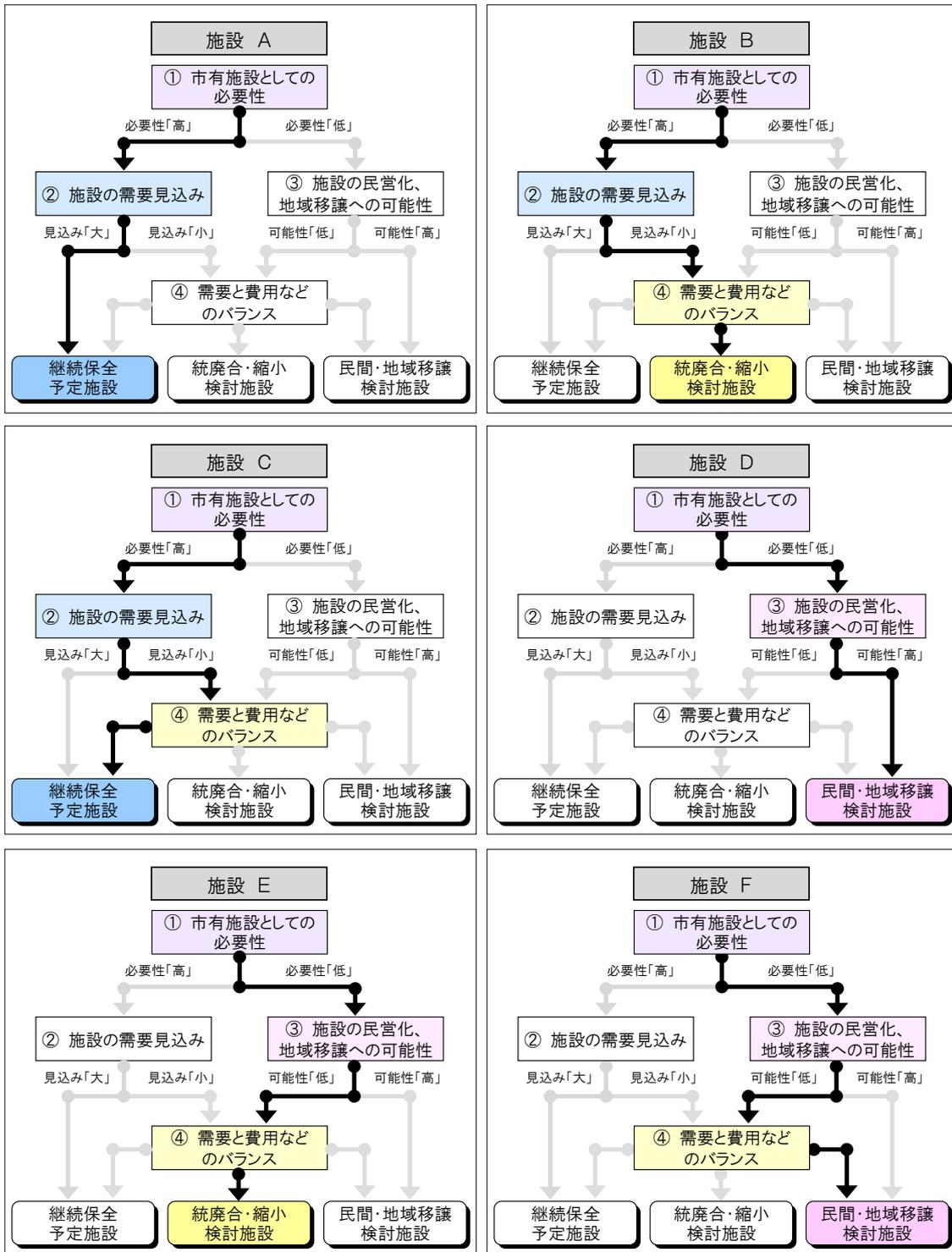


図 4-13 見直し手順の例

市有施設としての必要性が高い施設について、図 4-14 で評価の例を示す。
主に施設規模の縮小や統廃合を検討するための指標を用いている。

	公共が継続して管理運営していくことが望ましい分野		
	「継続保全」に対する評価が高い施設特性	「継続保全」に対する評価が低い施設特性	
	施設 A	施設 B	施設 C
施設名(例)	〇〇〇総合福祉センター	△△△資料館	◇◇◇文化センター
施設用途 (立地地域)	市街地中央に立地する 保健福祉総合施設	市街地外縁に立地する 歴史・郷土関連施設	市街地外縁に立地する 体験・文化交流施設
	⇩	⇩	⇩
①「市有施設としての必要性」評価	極めて高い	やや高い	やや高い
	⇩	⇩	⇩
施設用途への社会的需要	極めて高まる	現状程度	やや高まる
近年の施設の 利用動向	やや増加	横ばい	やや減少
現在の施設の 利用率・稼働率	極めて高い	低い	やや低い
利用対象地域の 人口動向	緩やかな減少	— (広域対象)	— (広域対象)
施設整備への 政策上の位置づけ	— (特になし)	— (特になし)	近年に大規模改修済み
施設の特 性・立地性	地域での拠点性を発揮	— (特になし)	— (特になし)
	⇩	⇩	⇩
②「施設の需要 見込み」評価	「需要見込み」 判断:見込み「大」	「需要見込み」 判断:見込み「小」	「需要見込み」 判断:見込み「中」
第1段階 判断	継続保全 予定施設	統廃合・縮小可能性 検討施設	統廃合・縮小可能性 検討施設
		⇩	⇩
利用者一人当たり 要する行政費用		やや高額	やや低額
施設収入と 維持管理費のバランス		維持管理費が極めて上回る	同等程度
同一用途施設の 配置・分布状況	—	— (用途特性から評価外)	偏りなし
主体建物の耐震化と 老朽化の状況		耐震未補強、耐用年数が 1/2 経過し改修履歴なし	問題なし
敷地内での借地の有無		一部(30%~15%)に有り	なし
		⇩	⇩
④「需要と費用など のバランス」評価	—	「需要と費用などのバランス」 判断:不良	「需要と費用などのバランス」 判断:良
第2段階 判断		統廃合・縮小 検討施設	継続保全 予定施設
		⇩	⇩
第3段階 判断	見直しに対する課題への対応、各分野の施策展開方向や各施設の運営方針との調整により、見直しに対する再検討と、統廃合、縮小施設、用途廃止への具体検討を行う。		

図 4-14 市有施設としての必要性が高い施設の評価の例

市有施設としての必要性が高くない施設について、図 4-15 で評価の例を示す。主に民間や地域への施設の移譲を検討するための指標を用いている。

	公共と民間・地域の適切な役割分担と連携関係を築いていくべき分野		
	「民間・地域移譲」に対する評価が高い施設特性	「民間・地域移譲」に対する評価が低い施設特性	
	施設 D	施設 E	施設 F
施設名(例)	〇〇〇物販館	△△△体育館	◇◇◇研修センター
施設用途 (立地地域)	幹線道路沿道に立地する 観光物販等施設	市街地外縁に立地する スポーツ施設	市街地中央に立地する 研修等施設
	⇩	⇩	⇩
①「市有施設としての必要性」評価	極めて低い	やや低い	やや低い
	⇩	⇩	⇩
施設用途への社会的需要	現状程度	現状程度	やや高まる
近年の施設の利用動向	緩やかな増加	横ばい	緩やかな減少
現在の施設の利用率・稼働率	やや高い	やや低い	やや低い
施設の管理形態 (業務代行実施状況)	指定管理者	指定管理者	貸付中・管理委託中
民間進出状況(立地性) 施設移譲への優位性	近隣地域に多数立地	立地なし	施設維持管理費用が軽微
民間手法の活用や 高収益への期待度	サービス向上が期待可能 高収益力あり	サービス向上が期待可能 収益力あり	コミュニティの充実が期待可能
	⇩	⇩	⇩
③「施設の民営化、地域移譲への可能性」評価	「施設の民間移譲」 判断:可能性「高」	「施設の民間移譲」 判断:可能性「低」	「施設の地域移譲」 判断:可能性「中」
第1段階 判断	民間移譲 検討施設	統廃合・縮小可能性 検討施設	統廃合・縮小可能性 検討施設
	⇩	⇩	⇩
利用者一人当たり 要する行政費用		やや高額	極めて低額
施設収入と 維持管理費のバランス		維持管理費が上回る	おおむね同等
同一用途施設の 配置・分布状況	—	利用対象地域において 数多く立地	顕著な偏りあり
主体建物の耐震化と 老朽化の状況		耐震未補強、耐用年数が 1/2 経過し改修履歴なし	問題なし
敷地内での借地の有無		なし	なし
	⇩	⇩	⇩
④「需要と費用などの バランス」評価	—	「需要と費用などのバランス」 判断:不良	「需要と費用などのバランス」 判断:良
第2段階 判断		統廃合・縮小 検討施設	地域移譲 検討施設
	⇩	⇩	⇩
第3段階 判断	見直しに対する課題への対応、各分野の施策展開方向や各施設の運営方針との調整により、見直しに対する再検討と、統廃合施設、縮小施設、用途廃止への具体検討を行う。		

図 4-15 市有施設としての必要性が高くない施設の評価の例

4.4.3. 見直しの評価基準

見直し施設の選定に用いる評価基準を図 4-16 に示す。評価基準には、施設ごとに個別に評価を行うものと、同じ地域内の施設または同じ施設用途の施設全てを一律に評価するものがある。また、収益性を有しない施設など、共通の評価基準では評価できない施設もあるため、一部の施設分野および施設用途では異なる基準で評価を行う。

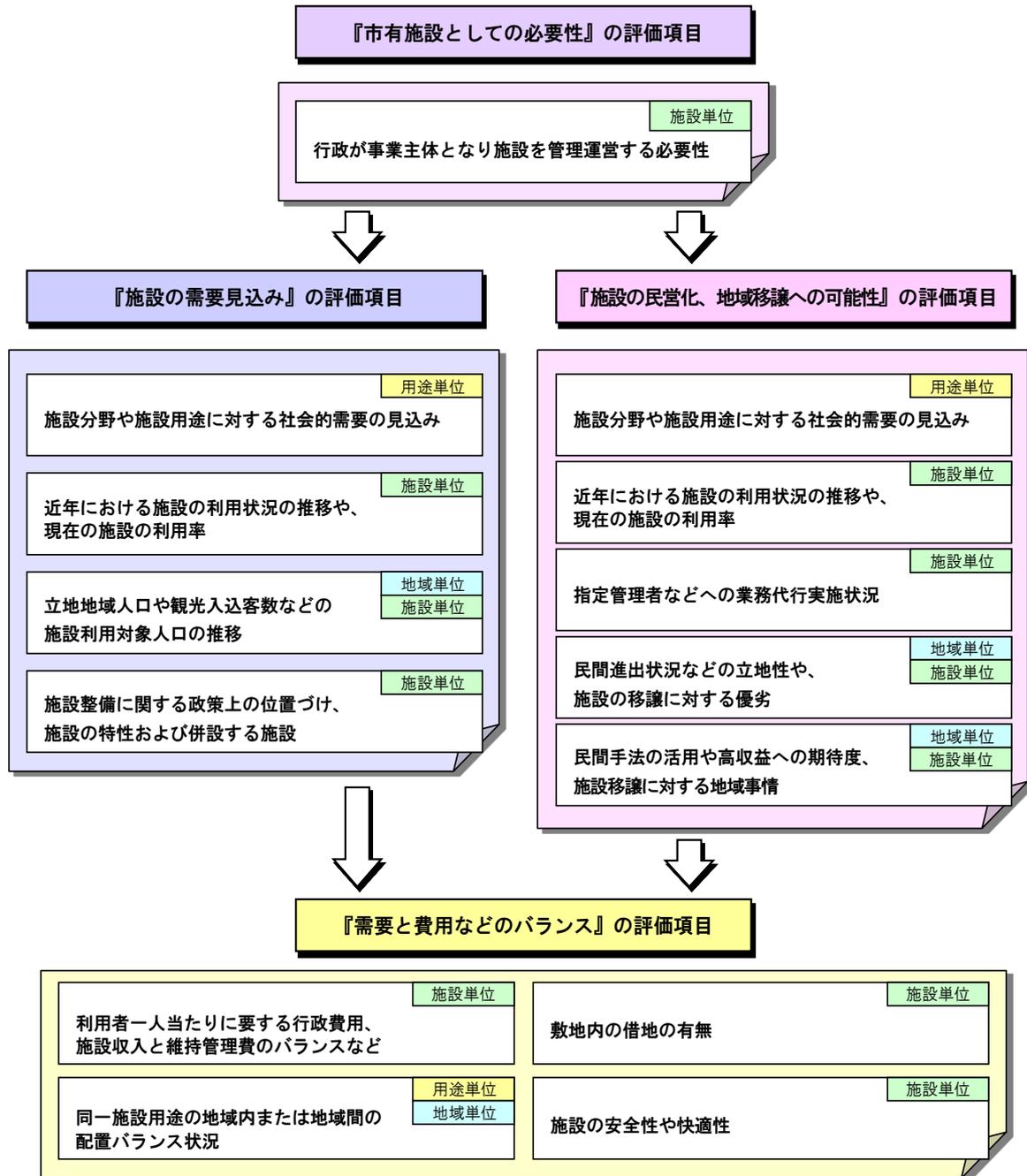


図 4-16 見直しの評価基準

4.4.3.1 市有施設としての必要性

見直し手順の最初の指標となる「市有施設としての必要性」は、行政が事業主体として運営する必要がある施設なのか、あるいは民間へ役割を移譲することが可能な施設なのかを、その施設が有する機能と立地する地域性を考慮して評価している（図 4-17 参照）。

市有施設の必要性を <高> とする施設

- ◆ 「教育」「治安」「社会資本」「給付業務」など、行政自身が事業を実施すべき分野の施設
- ◆ 市の政策展開において、重要かつ拠点となる施設など

市有施設の必要性を <高> と <低> の間とする施設

- ◆ 「防災」「地域・産業活性」など、行政と地域が協同で取り組むべき分野の施設
- ◆ <低> とすべき施設のうち、民間によるサービス供給が期待できない地域での施設や、利用対象が特定されるなど、今後の需要拡大が見込めない機能を有する施設など

市有施設の必要性を <低> とする施設

- ◆ 「保育」「介護施設」「医療」「住宅供給」など、公共と民間・地域の適切な役割分担と連携関係を築いていくべき分野の施設
- ◆ 民間ノウハウの活用により、サービス水準の向上が期待できる用途の施設
- ◆ 地域自身での管理運営により、コミュニティの充実がより一層期待できる用途の施設など

図 4-17 「市有施設としての必要性」の判断基準

市有施設としての必要性を、施設用途別に図 4-18 と図 4-19 に示す。同じ施設用途の施設であっても、施設機能と立地により必要性に差が出る場合がある。

施設分野	施設用途	判断基準	<高> ← 市有施設としての必要性 → <低>			
官公庁・ 公益的施設	庁舎、地域事務所	行政施設	[高]			
	消防署・分署	消防施設	[高]			
	消防団詰所	地域との共同	[高]	[中]	[低]	[最低]
	防災倉庫	地域との共同	[高]	[中]	[低]	[最低]
	その他事務所施設	施設機能を考慮	[高]	[中]	[低]	[最低]
生活環境 施設	環境・衛生センター	社会資本施設	[高]			
	火葬場	社会資本施設	[高]			
	上水道施設	社会資本施設	[高]			
	下水道施設	社会資本施設	[高]			
健康福祉 施設	病院、診療所	地域性を考慮	[高]	[中]	[低]	[最低]
	保健センター	行政施設	[高]			
	保健福祉総合施設	行政施設を包含	[高]			
	老人福祉施設	施設機能・ 地域性を考慮	[高]	[中]	[低]	[最低]
	児童・母子福祉施設	施設機能を考慮	[高]	[中]	[低]	[最低]
	障がい者福祉施設	施設機能を考慮	[高]	[中]	[低]	[最低]
	医師住宅	地域性を考慮	[高]	[中]	[低]	[最低]
地域コミュニ ティ施設	公民館、図書館	行政施設を包含	[高]			
	集会施設等	地域管理による コミュニティの充実	[高]	[中]	[低]	[最低]
	研修施設等	地域管理による コミュニティの充実	[高]	[中]	[低]	[最低]

図 4-18 市有施設としての必要性（その1）

施設分野	施設用途	判断基準	<高> ← 市有施設としての必要性 → <低>			
広域交流施設	スポーツ施設・運動広場	施設機能を考慮				
	キャンプ場、コテージ等	施設機能を考慮				
	野外レクリエーション施設	施設機能を考慮				
	保養・温泉活用施設	施設機能を考慮				
	観光物販等施設	施設機能を考慮				
	博物館・美術館等	教育学習関連施設				
	歴史・郷土芸能関連施設	施設機能を考慮				
	体験・文化交流施設	施設機能を考慮				
市営住宅	公営住宅	地域性を考慮				
	特定公共賃貸住宅	地域性を考慮				
	地域優良賃貸住宅	地域性を考慮				
	若者定住促進住宅	地域性を考慮				
	市営単独住宅	地域性を考慮				
学校教育施設	小学校	教育施設				
	中学校	教育施設				
	幼稚園	地域性を考慮				
	保育園	地域性を考慮				
	給食調理場	地域性を考慮				
	高等学校	施設機能を考慮				
	教員住宅	地域性を考慮				
	農林業生産・普及施設	農林業生産施設	施設機能を考慮			
農林業普及施設		施設機能を考慮				
その他 公益的施設	単独倉庫・車庫					
	小規模施設	施設機能を考慮				
	公園緑地内施設	施設機能を考慮				
	遊休・暫定利用施設					

図 4-19 市有施設としての必要性（その2）

4.4.3.2 施設の需要見込み

市有施設としての必要性が高い施設を、今後も継続して維持していく必要があるか判断するために、将来の需要見込みについて評価する。施設機能に対する社会的な需要、近年の利用状況、施設の利用対象地域の人口推移および他の施設との複合化や併設による相乗効果など、複数の項目を用いて総合的に評価を行う。

高い需要が見込まれる施設については、今後も継続して施設の保全を行う。需要が低いと見込まれる施設については、規模の縮小や統廃合の検討を行う見直し候補施設とする。

4.4.3.3 施設の民営化、地域移譲への可能性

市有施設としての必要性が低い施設は、民間や地域への移譲を見直しの目標とし、その可能性について評価を行う。施設機能に対する社会的な需要、近年の利用状況、指定管理者制度による民間への業務代行の実施状況、同種の民間施設の立地および民間手法の導入による収益増加への期待など、複数の項目を用いて総合的に評価を行う。

民間移譲の可能性が高い施設は見直し候補施設とし、さらに需要と費用などのバランスを評価項目に加えて民間移譲の検討を行う。民間移譲の可能性が低い施設についても見直し候補施設として、規模の縮小や統廃合の検討を行う。

4.4.3.4 需要と費用などのバランス

見直し候補となった施設について、需要と費用などのバランスを評価して、用途廃止または民間移譲の検討を行う施設と、規模の縮小または他施設との統合は行うが、今後も存続させる施設に選別する。利用者1人あたりの行政費用、施設の収支状況、同種の施設の配置状況、敷地内の借地の有無、および建物の劣化状況と耐震性能など、複数の項目を用いて総合的に評価を行う。その上で、用途廃止または民間移譲を実施した際に発生する課題や、中津川市の施策方針なども考慮して、見直し施設の選定を行う。

4.4.4. 見直し施設選定後の予定

将来も維持していく再編後の市有施設について、建物が老朽化した時にどのような手法で施設を更新するか検討する。更新時期と事業量を予測し、財政計画と整合させた上で、再編後の市有施設の整備計画を策定する。

また、用途廃止の時期や統合する施設の組み合わせなど、市有施設の再編に向けて具体的な内容を検討する。